

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。  
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0183	ICカード身分証管理システム機器撤去役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年9月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年4月14日(火)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. その他  
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する

暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (5) 入札に関する条件 仕様書2.4 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.3 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
(提出期限：令和8年 3月 25日 (水) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 4月 10日 (金) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。  
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

調達要求番号：

調 達 仕 様 書			
件 名	I Cカード身分証管理システム機器 撤去役務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和8年 3月 2日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、整備計画局サイバー整備課が運用する I Cカード身分証管理システム（以下、「本システム」という。）の機器撤去役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表 1 のとおり。

**表 1 用語の定義**

用語	定義
借上事業者	I Cカード身分証管理システム借上（06延長）の契約相手方。
端末類	撤去する現行の端末、及び周辺機器（ディスプレイ、マウス、I Cカードリーダー等）。
プリンタ類	撤去する現行の I Cカードプリンタ及び I Cカードシュレッダー。
ネットワーク機器類	撤去する現行のルータ。
設置場所	端末類やプリンタ類及びネットワーク機器類を設置してある場所。
回収場所	官が用意する、端末類やプリンタ類及びネットワーク機器類を、契約相手方が一時保管場所へ移動するために仮置きしてある、施錠可能な場所。
一時保管場所	官が用意する、端末類やプリンタ類及びネットワーク機器類のデータ消去作業や、運搬指定場所へ運搬するまでの間、一時的に保管する場所。
データ消去作業場所	官が用意する、撤去する機器のデータ消去作業を行う場所。
NIST SP800-88Rev.1	米国国立標準技術研究所(NIST:National Institute of Standards and Technology)が発表している、ストレージなどのメディア消去のガイドライン。

用語	定義
データ消去レベル Purge (除去)	NIST SP800-88Rev.1 でセキュリティ分類が中位と定義されているデータ消去レベル。データ消去ソフトウェアやデバイスの専用コマンドの使用，又は，強力な磁界により記録されている情報を破壊する。
データ消去レベル Destroy (破壊)	NIST SP800-88Rev.1 でセキュリティ分類が高位と定義されているデータ消去レベル。物理的に破壊（分解，焼却，粉碎，細断，溶解など）を行い，記録されている情報を破壊する。

### 1.3 引用文書等

この仕様書における引用文書等（引用文書及び関連文書をいう。）は次のとおりとする。

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書を規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお，引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は，法令等を除き，この仕様書を優先する。

##### 1) 法令等

**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**  
（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**（防装庁（事）第121号。31.3.29）

**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**（装武第240号。31.3.29）

**情報システムの借上げに係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）**（装管調第5121号 令和2年3月31日）

**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**（令和8年2月3日閣議決定）

##### 2) 仕様書等

ICカード身分証管理システム借上（01新規）（仕様書番号：5-01-2001-009A-A-0007）

ICカード身分証管理システム借上（05延長）（仕様書番号：5-05-2020-341A-A-0027）

ICカード身分証管理システム借上（06延長）（仕様書番号：5-06-2015-341A-A-0034）

#### 1.3.2 関連文書

ICカード身分証管理システム借上（06新規）（仕様書番号：5-06-2004-341A-A-0031）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 概要

本役務は主に表 1 に示す本システムの対象構成品（ハードウェア及びソフトウェア等）等（以下「対象機器」という。）の撤去作業及び返還を目的とするものである。

表 2 撤去対象機器

仕様書または名称	調達要求番号	対象機器及び数量
ICカード身分証管理システム借上（01新規）	5-01-2001-00 9A-A-0007	付表 1 に示す。
ICカード身分証管理システム借上（05延長）	5-05-2020-34 1A-A-0027	
ICカード身分証管理システム借上（06延長）	5-06-2015-34 1A-A-0034	

### 2.2 実施場所

- a) 防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区）

### 2.3 役務期間

- a) 役務期間は、契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

### 2.4 実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、中央省庁等（防衛省を含む）において、身分証管理システムの設計・開発または運用保守に係る支援実績を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語堪能能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- e) 役務要員について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成の上、支出負担行為担当官補助者に提出し、了承を得ること。

### 2.5 撤去期限及び返還期限

令和 8 年 9 月 30 日までに完了すること。

## 2.6 本役務の実施事項

### 2.6.1 役務実施計画書の作成

契約相手方は、次の事項を記載した**役務実施計画書**を作成し、調達要求元の確認を得るものとする。なお、**役務実施計画書**に変更が必要な場合は、本役務全体に対する影響を調査し調達要求元の確認を得るものとする。

- a) 方針
- b) スケジュール
- c) 実施体制
- d) 要員計画
- e) 撤去作業の内容
- f) 撤去の完了基準

### 2.6.2 進捗状況の報告等

契約相手方は、撤去の実施状況について、定期的な官への報告を行うこととする。なお、官の要求又は臨時に報告の必要が生じた場合についても行うこと。

### 2.6.3 撤去作業等

契約相手方は、次の a)～b) 及び 2.6.4 により課室等から一時保管場所へ移動した後、必要に応じて 2.6.5 によりデータ消去を行い、2.6.6 及び 2.6.7 により搬出・運搬を行うこととする。

- a) 撤去の対象となる機器及び機材等を付表 1 に示す。
- b) 対象機器を撤去する際に接続している LAN ケーブル及び電源タップ等（床下に埋まっているものを含む。）の通信線等があった場合は、原則、同時に撤去すること。ただし、撤去が困難な場合は、官側へ報告し、撤去できなかったケーブルの両端にタグを取り付けるなど銘記して、官側の確認を得ること。
- c) 契約相手方は、**付表 1** の「一時保管場所への移動」欄に“有”と記された対象機器は、設置場所や回収場所から一時保管場所へ移動すること。
- d) 作業に際しては、次の要件を満たすこと。

#### 1) 端末類の移動

次の情報を記載した IC カード身分証管理システム撤去チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）が貼り付けてある端末を一時保管場所へ移動すること。対象機器と端末情報に差異がないことを確認して移動日欄に日付を記入すること。

- 1.1) 移動日
- 1.2) データ消去日
- 1.3) 引き渡し場所情報（機関名、課室名等）
- 1.4) ホスト名等の端末を識別するための名称
- 1.5) 端末情報（マウス、IC カードリーダー、外部ディスプレイ等）の有

無

## 2) ネットワーク機器類の移動

借上事業者が展開作業時に交換したネットワーク機器類がある場合は、借上事業者が取り纏めて回収場所へ集積するので、契約相手方は回収場所へ集積されたネットワーク機器類を一時保管場所へ移動すること。

## 3) プリンタ類の移動

上記 2) のネットワーク機器類の移動に準ずる。

## 4) 対象機器管理

一時保管場所に集積した対象機器は、契約相手方が管理・保管することとし、データサルベージ等による端末類の検索が行われる事を想定して、集積方法を考慮すること。また、返還時の運搬・搬出までの間は、不要な一時保管場所からの移動を制限すること。

### 2.6.4 移動の確認

- a) 契約相手方は、対象機器を設置場所や回収場所から一時保管場所へ移動する際は、次に示す事項を記載した**撤去確認書**を作成し、官側立合者の確認を受けるものとする。
  - 1) 引取り場所
  - 2) 撤去品目
  - 3) 撤去数量
  - 4) 撤去実施者
  - 5) 撤去完了日
  - 6) 立会者確認欄
- b) 契約相手方は、チェックリストの差異や撤去確認書の承認が得られない問題が発生した場合は、速やかに官側へ報告し、都度協議して解決することとする。

### 2.6.5 データ消去

#### a) データ消去手法

原状回復（再利用可能）を前提とし、業務及びシステムのデータやアプリケーション等が記録された対象機器に内蔵されているHDDや半導体メモリ等の不揮発性補助記憶装置（以下「記憶媒体」という。）については、**付表1**のデータ消去方法によって利用できないようにする。それぞれの方法については、下記のとおり。

#### 1) ソフトウェア消去

データ消去ソフトウェアの実行により、SP800-88Rev.1のデータ消去レベルClear（クリア）、又はPurge（除去）の方式によって記憶媒体のデータを消去し、当該データを復元不可能な状態にすること。なお、当該データ消去ソフトウェアは、契約相手方が用意すること。また、当該方法が実行不可能な場合は、**2)3)**に示す物理破壊、磁気破壊とすること。

## 2) 物理破壊

専用の装置を用いて、穿孔、折り曲げ等で物理的に破壊し、記録されている情報を復元不可能な状態にすること。

## 3) 磁気破壊

専用の装置を用いて、強力な磁界を利用し、記録されている情報を復元不可能な状態にすること。

## 4) 初期化

ネットワーク機器等に内蔵された記憶媒体は、各機器の初期化操作を実施し、記録されている情報を復元不可能な状態にすること。当該方法が実行不可能な場合は、物理破壊とすること。

### b) 作業実施時期

一時保管場所へ移動後の2週間程度は、データサルベージ期間とすることとし、それ以降にデータ消去作業を実施すること。

### c) 作業場所

作業場所は、官が指定する場所にて実施すること。

### d) チェックリスト

情報消去が完了した対象機器は、官側立ち会いのもと、チェックリストのデータ消去日欄に日付を記入して、明示すること。

### e) 立ち会い

情報消去にあたっては、官側立ち会いのもとで行い、**データ消去及び破壊証明書**（書式任意）及び証跡（ソフトウェア消去の結果ログ（写真可）、物理破壊の破壊前後写真、初期化の結果ログ（写真可））を提出すること。

## 2.6.6 搬出作業

対象機器の一時保管場所から運搬用車両への移動（以下「搬出」という。）にあたり、次の要件を満たすこととする。

- a) 対象機器を一時保管場所から搬出する際には、官側立ち会いのもと、数量確認を実施した後に、2.6.7に示す運搬を開始すること。
- b) 前項 a)にて、対象機器を搬出し、運搬用車両への積載終了までは、官側が立ち会いする。それ以降は、契約相手方の責務とし、適切に処置すること。

## 2.6.7 対象機器の運搬指定場所への運搬及び集積

付表1の対象機器の指定場所への運搬及び集積は、次の要領で行うこととする。

### a) 運搬指定場所

埼玉県坂戸市

### b) 運搬指定場所への運搬

契約相手方の計画により、対象機器を指定場所へ受付時間内（午前9時から午前12時の間）に運搬すること。

### c) 集積要領

運搬指定場所での対象機器の集積は、現行事業者の指示による。

### 2.6.8 養生

- a) 契約相手方は、作業実施の際、施設等を破損することのないよう養生に努めることとし、破損した場合は、契約相手方の責任のもと原状を回復すること。
- b) 養生に必要な材料は、契約相手方が準備すること。

### 2.6.9 廃材の処理

本役務の履行等により生じたLANケーブル、電源タップ及び機器間接続ケーブル等のケーブル類並びに撤去工事で発生した廃材は、官側に確認した後、契約相手方が処分すること。

### 2.7 役務実施結果報告書等の作成

- a) 契約相手方は、本役務の作業結果を取りまとめた**役務実施結果報告書**を作成し、官側の確認を得るものとする。なお、**撤去確認書**及び**撤去対象機器リスト**を**役務実施結果報告書**に添付するものとする。
- b) 契約相手方は、対象機器の撤去完了後、対象機器の借主としての返還義務を負う借上契約担当官へ**情報システムの借上げに係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）別紙様式第1**に示す事項を例とした**システム撤去役務完了通知書**を速やかに送付する。
- c) 契約相手方は、対象機器の所有者であるリース会社等に返還が終了したことを契約担当官に報告するために、**情報システムの借上げに係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）別紙様式第2**に示す事項を例とした**借上機器返還終了報告書**を速やかに送付する。

### 2.8 治具及び材料等

撤去作業に必要な治具及び材料等は、契約相手方が準備するものとする。また、作業を実施するために必要な所要の申請は、契約相手方が実施するものとする。

### 2.9 廃材の処置

本役務の履行により生じた廃材は、官側に確認した後、契約相手方が処分するものとする。

### 2.10 その他

- a) 契約相手方は、本役務実施中、業務従事者の故意又は過失により生じた対象機器等の破損、損害および亡失については、契約相手方の責任及び費用負担により対処するものとする。
- b) 役務作業にて使用する機器、機材、車両運搬、台車、保護材等は契約相

手方の負担にて用意する。

- c) 対象機器の運搬経路は、官側と協議する。

### 3 品質保証

#### 3.1 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 一般事項

- a) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約相手方は、本業務の契約の履行に係る官側との連絡調整及び契約相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 本業務に係る成果物及び類似の派生物（企画等の構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は、防衛省に帰属するものとする。
- d) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合は、その取扱い等に関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- e) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ウィルス対策ソフトのウィルス定義体及びOSを含むソフトウェアを最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないものを使用すること。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。なお、業務関係書類とは、契約相手方が本業務に基づき作成するすべての書類とする。
- f) 契約相手方は、携帯型情報通信・記録機器等及びパソコン並びに可搬記憶媒体について、支出負担行為担当官補助者の許可を受けた場合を除き、持ち込み及び持ち出ししてはならない。

#### 4.2 サプライチェーン・リスク対応

本契約の相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づく所要の手段を実施するものとする。また、契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

### 4.3 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。詳細は表4のとおり。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

**表4 保護すべき情報**

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報
1	ネットワーク、システム情報	(1) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	
2	設置場所等の	(1) 端末等機器配置図	

	施設情報（設置部隊及び数量含む）		
--	------------------	--	--

#### 4.4 施設の立入

契約相手方は、立入制限区域へ立入る必要が生じた場合は、官側の指定する申請を実施し、許可を得るものとする。

#### 4.5 提出書類

契約相手方は、表5に示す書類等を官側に提出し、確認を得るものとする。

表5 提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	様式	媒体
1	役務実施計画書	1部	整備計画局サイバー整備課	契約締結後速やかに	適宜	電子媒体
2	役務従事者名簿	1部			納期まで	
3	役務実施結果報告書	1部		適宜		
4	撤去確認書	1部		適宜		
5	データ消去及び破壊証明書	1部		適宜		
6	撤去対象機器リスト	1部		撤去完了後速やかに	適宜	
7	システム撤去役務完了通知書	1部		返還終了後速やかに	適宜	
8	借上機器返還終了報告書	1部				

#### 4.6 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 官側が許可するデータ及び資料等の閲覧に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

#### 4.7 その他

- a) 本役務調達物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これ

に従うものとする。

- b) 本仕様書に疑義が生じた場合には，速やかにその旨を契約担当官等と協議し，その指示に従うものとする。

以 上



情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和8年1月8日
品名	ICカード身分証管理システム機器撤去役務	
仕様書番号		

### 1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

### 2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
ネットワーク、システム情報	(1) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	—	
設置場所等の施設情報（設置部隊及び数量含む）	(1) 端末等機器配置図	—	

### 3 特記事項

なし